

「訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示」

令和 6 年度の診療報酬改定に伴い、医療法人（社団）寺田病院 訪問看護ステーション「コスモス」は、地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認によって、利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得した上で、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い訪問看護医療サービスを提供いたします。

これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた下記算定金額を所定額に加算します。

《訪問看護医療 DX 情報活用加算算定金額》

訪問看護医療 DX 情報活用加算算定金額 …… 50 円（月 1 回限り）

《施設基準》

これに係る施設基準は以下の通りです。

- ① 厚生労働省が定める「訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）」第 1 条に規定する電子情報処理組織を使用した請求を行っていること。
- ② 健康保険法第三条第十三項に規定するオンライン資格確認を行う体制を有していること
- ③ 医療 DX 推進の体制に関する事項や、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること
- ④ ③ の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

令和 8 年 9 月 1 日

医療法人（社団）寺田病院

訪問看護ステーション「コスモス」

管理者： 所長 石 倉 たまみ